

川根本町ふるさと納税推進業務委託に係る仕様書

1 業務名

川根本町ふるさと納税推進業務委託

2 業務目的

本業務は、当町で登録しているふるさと納税返礼品の写真撮影・加工、ポータルサイトの効果的な管理・運用等を委託するものである。ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品写真及び返礼品説明文等は、寄附者の関心を得るための重要な要素となっているため、専門技術を有する事業者への業務委託により、寄附者の視覚に訴える写真、説明文を一新することで、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、新たな寄附者の獲得と寄附額の増加による安定的な歳入確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

3 業務内容等

当町が現在運営しているふるさと納税ポータルサイト（「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「ANAのふるさと納税」、「Amazon ふるさと納税（予定）」及びふるさとチョイス連携サイト「auPAYふるさと納税」及び「セゾンのふるさと納税」、「アニふる」、「JRE MALL ふるさと納税」、「KABU&ふるさと納税」、以下「ポータルサイト」という。）に掲載する返礼品の写真撮影や返礼品説明画像の作成、各ポータルサイトのページ内の改修等を行う。

（1）返礼品の写真撮影

- ・川根本町が指定する返礼品の写真を撮影すること
- ・返礼品1点につき原則3カット以上の撮影とする。ただし、川根本町が事前に了承した場合はこの限りでない。
- ・返礼品の特性に応じ、キリヌキ写真のほか、食品については皿盛り写真、調理写真等を積極的に取り入れること。また、上記撮影カットのほか、後述の加工・活用を視野に必要な撮影を行うこと。
- ・撮影に使用する返礼品及び撮影に付帯する経費（食材費、撮影費、旅費、交通費、施設入館料等）は委託料で賄うこと。

（2）返礼品画像の加工・作り込み

- ・返礼品の魅力をわかりやすく伝えるための文字入れ等のデザイン加工を施した画像を作成すること。
- ・各ポータルサイトや活用方法に合わせた適切な加工を行うこと。

（3）ポータルサイトにおける返礼品掲載ページの制作・更新

ポータルサイトに関する業務

- ・返礼品ごとに最低3点以上デザインされた画像を制作し、成果を高めるページを制作すること。
- ・各サイトで最適とされるページデザイン及びマークアップ作業を行い、作成した画像等の登録・更新を履行期間終了日までに行うこと。

(4) 広告の運用

- ・各ポータルサイトに対する検索連動型広告を運用する。

※発生する広告費は川根本町が別途負担する。

(5) 自由提案

- ・その他、提案上限額の範囲内で本業務の目的達成のために効果的と独自に考える企画がある場合は、提案すること。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

なお、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担するものとする。

5 提案上限額（率）

寄附金額の5%以内（消費税、地方消費税別）

※業務委託料は、委託期間の寄附金額（入金額）に対する単価契約とし、算出に用いる寄附金額はふるさと納税制度における個人からの寄附金額のみとする。

想定寄附額令和7年度 31,000千円

令和8年度 35,000千円

令和9年度 70,000千円

令和10年度以降 100,000千円

※提案する見積の率が提案上限を超えた場合は失格とする。

※上記以外に川根本町に負担が発生する経費があれば付記すること。

6 委託料の支払い

委託料の支払については、1カ月単位で行うこととし、川根本町は受託者からの適正な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 報告・検査及び成果品の提出等

(1) 受託者は、川根本町に対し毎月の業務の成果概要、進捗状況について打ち合わせと併せて報告を行うこととし、これを説明するための資料（報告書等）を提出すること。なお、

打ち合わせ及び報告の内容・頻度等は川根本町と協議の上で決定する。

(2) 上記のほか、川根本町が必要と認めるときは、受託者に対して、業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

(3) 定期的な報告のほか、業務終了後に年次業務報告書を提出すること。

8 秘密の厳守

受託者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（個人情報を含む。）に関し、以下に掲げる事項を遵守の上適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、秘密情報を自社限りで、本業務の履行においてのみ使用することができる。

また、秘密情報の保持、利用に関して受託者がすべての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受託者は秘密情報に関する資料を複写及び複製してはならない。

(3) 情報管理能力の整備

受託者は秘密情報を厳重に保持するため、必要な予防措置を自ら講じなければならない。

(4) 情報の引継ぎ及び返却

受託者は、本業務の履行において得た情報及び資料を履行期間終了後、本業務を受注する受託者に対して引き継ぐこと。また、引き継がなかった情報等は、速やかに川根本町に返却しなければならない。

なお、その際に、情報のすべてを引き渡した事実を証明する書面を提出する義務が生じる。

(5) 運搬責任

秘密情報に関する資料の運搬は、受託者の責任で行うものとする。また、受託者は運搬中における紛失事故等がないよう必要な措置を自ら講ずるものとする。

(6) 報告義務

受託者は、本業務の履行において取り扱う情報に関し、漏洩、紛失、改ざんなどの事故が発生したときは、適切な対応を行うとともに、その状況を川根本町に報告する義務が生じる。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、事前に川根本町の承諾を得ること。また、再委託する場合、受託者は、再委託する業務の範囲内で本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、川根本町に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

10 留意事項

・本業務で制作した成果品の著作権は川根本町に帰属し、川根本町及び川根本町が認める者が成果品を使用できる期間は、原則として無期限とする。

- ・本業務で撮影した写真の使用によって、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利が侵害されることがないように、事前に許可や承諾を得るなどの手続を必要に応じて受託者において行うこと。なお、手続に不備があった場合、その他受託者の責によって紛争が生じた場合、その責任の一切は受託者が負うものとする。
- ・本業務は、令和9年3月31日までの受付分の寄附にかかる業務であるが、令和9年4月1日以降の本業務を受注する受託者に対して、本業務の履行に必要な情報等を引継ぐこと。なお、引継ぎに要する費用は委託料に含むこととする。
- ・本仕様概要に明記されていない事項であっても、当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- ・その他本仕様概要に定めがない事項については、川根本町と協議の上で決定する。